

令和6年度

第16期第44回海区漁業調整委員会
議事録

令和6年12月9日
三重海区漁業調整委員会

日時 令和6年12月9日(月)午前10時00分から 11時10分まで

場所 三重県労働者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針の変更について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 3 議案3 とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について
- 4 その他
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫 永富洋一
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 木村妙子
千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 藤原正嗣
主査 葛西 学

行政

水産資源管理課資源管理班
班長 栗山 功
主幹兼係長 中西健五

傍聴者

なし

計 20名

○小川会長

ただいまから第 44 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、全員出席ですので、委員会は成立しています。委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として永富委員と大倉委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料 1 をご覧ください。1-1 ページにありますように、令和 6 年 11 月 25 日付け農林水第 24-1036 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第 14 条第 10 項の規定により準用する第 4 項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

1-1 ページをご覧ください。三重県資源管理方針の変更について、諮問します。

1-31 ページのポイント 1 をご覧ください。今回の諮問の内容は、三重県資源管理方針の「本紙」及び「別紙その 1」に「かたくちいわし太平洋系群」を追加するものです。

1-31 ページのポイント 2 及びポイント 3 をご覧ください。本県の特定水産資源（以下「TAC 資源」という。）は、現在、まいわし太平洋系群、さば類、まあじ、するめいか、さんま、くろまぐろ（小型魚、大型魚）の 6 魚種になります。TAC 資源への「かたくちいわし太平洋系群」の追加にあたっては、これまで専門家や漁業者が参加して TAC 資源の拡大に関する論点や意見を整理する「資源管理手法検討部会」や、漁協、漁業者など関係者が意見を述べる「ステークホルダー会合」が開催されてきました。

1-31 ページのポイント 4 をご覧ください。令和 6 年 4 月 24 日に開催された「かたくちいわし太平洋系群のステークホルダー会合」において、TAC 管理の段階的導入（以下、「ステップアップ」という。）が決定されました。ステップアップは、別紙「TAC 管理のステップアップの考え方」のとおり、管理の内容をステップ 1 からステップ 3 まで段階的に順次実施する管理になります。ステップ管理については 1-37 ページをご覧ください。こちらは水産庁の資料でステップアップの考え方になっています。新たな TAC 資源管理（今回のかたくちいわし）については、通常の TAC 管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC 管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入しています。

具体的には 3 つのステップに分けています。ステップ 2 までの取組に十分な進展があつ

た場合にはステップ3へ移行します。このためステップ3へ移行する前にはステークホルダー会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を行います。

ステップ1では、①TAC報告の義務化、②TAC報告状況の確認・情報収集体制の確立、③資源毎の課題に対する取組を行います。

ステップ2では、ステップ1での取組に加え、都道府県等への配分の試行（目安数量の提示）とともに、ステップ3に向けて管理の運用の検討・試行が行われます。

ステップ3では、資源管理目標・漁獲シナリオ等の再設定とそれに基づくTACの設定・都道府県等への配分の試行が行われます。採捕停止命令を伴うTAC管理が行われます。

1-31 ページのポイント5及びポイント6をご覧ください。今回追加する「かたくいわし太平洋系群」は令和7年1月からステップ1を開始することになります。このような状況を踏まえ令和6年11月22日官報（号外第271号）のとおり、国の資源管理基本方針の別紙2に「かたくいわし太平洋系群」が新たに追加されました。

1-33 ページの国の資源管理基本方針をご覧ください。これは令和6年11月21日に官報に掲載された「かたくいわし太平洋系群」の抜粋です。第1の「特定水産資源の名称」として「かたくいわし太平洋系群」が追加されました。かたくいわしの特定水産資源としての定義では、かたくいわし太平洋系群のうち体色が銀色のものをいうとなっており、これはしらすを除くという意味です。第2の「管理年度」は1月1日から同年12月末日までです。そして第3の「資源管理の目標」や、第4の「漁獲シナリオ」が定められました。第9の「その他資源管理に関する重要事項」では、ステップ2としては令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組で十分な進展があった場合にのみ令和10管理年度からステップ3を開始することになっていきます。

1-31 ページのポイント7及びポイント8をご覧ください。国の資源管理基本方針の変更に伴い、かたくいわしの漁獲量の多い本県の三重県資源管理方針にもかたくいわし太平洋系群を追加します。国への三重県資源管理方針変更にかかる承認申請にあたり、申請書類等の字句や軽微な事項の修正が必要となった場合には、修正しますので、あらかじめご了承願います。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

○矢田委員

「かたくいわし太平洋系群」というと伊勢湾内に入ったカタクチイワシなのか、それとも伊勢湾外で獲れたカタクチイワシなのか。両方同じですか。また、愛知三重と漁獲のやり方が違うがそれを把握しているのか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

「かたくちいわし太平洋系群」は、伊勢湾内及び伊勢湾外で漁獲されたカタクチイワシになります。愛知県と三重県の資源管理方法や操業方法に違いはありますが、「かたくちいわし太平洋系群」の中では、伊勢湾内も伊勢湾外も含めてひとつの資源として一体的に管理ことになります。操業実態の違いとか、管理方法の違い等はステップ1及びステップ2で愛知県等の関係県や水産庁も含めて話し合いながら検討していきます。いずれにしても、漁業者が獲れるのに獲れないといった事態を招かないように県としても最善を尽くします。

○矢田委員

わかりました。来年度にTAC数量が出たら、その数字に基づいてステップ1、ステップ2に行くんですか。来年もし不漁だったらどうなるのか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

令和7年では三重県のTACの目安数量は示されていませんが、令和8年からは国から目安数量が示されます。近年の漁獲実態等も踏まえてTAC枠が決められます。各都道府県へのTACの割り振り方が正しいのか、そもそも国の資源評価自体が正しいのかという議論が必要になります。

○永富委員

三重県は伊勢湾内だけしか操業していないので、本県より早く伊勢湾外で操業をしている愛知県とは同じように評価できない。同じ伊勢湾のなかで話し合いがついていないのに、早くから獲っている分を加えたトン数を割り当てる自体がおかしいと思う。同じ伊勢湾の中で事前に話し合いができればいいけども、ただ数字だけでさっと決めてしまっては三重県が不利になると思います。

○小川会長

永富委員がおっしゃったことについて、県はどの程度把握しているのでしょうか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

この「かたくちいわし太平洋系群」については様々な課題があります。カタクチイワシの資源評価の方法や操業実態の違いもあります。さらに愛知・三重の両県で資源管理をしているので伊勢湾内の漁獲量は一定ですが、太平洋系群の漁獲量は大きく変動しています。三重県は国に太平洋系群の漁獲トレンドと伊勢湾内の漁獲トレンドが異なると主張しています。こうしたこともあるって、三重県水産研究所では今年度からカタクチイワシの資源評価について独自に研究を進めています。この研究結果を活用して「かたくちいわし太平洋系群」とは別で「かたくちいわし伊勢湾系群」のTAC配分を受けることができないのかを検討しています。伊勢湾のカタクチイワシの資源状況が良いのに、太平洋系群の厳しい資源評価に引っ張られて愛知・三重もカタクチイワシが獲れないといった操業への支障が生じないようにする必要があります。そのため、国ではTACの「追加配分」「前借り」などの措置を検討しています。

○濱田委員

来年からのカタクチイワシの漁獲量データでいくんですか。それとも今までのデータでいくんですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

TAC管理は令和7年の1月から正式に施行されるので、今からカタクチイワシの漁獲量データを収集しています。三重県のばっち網・船びき網や定置網で漁獲されたカタクチイワシ（しらすを除く）漁獲量を試行的に国へ情報提供しています。

○濱田委員

それは市場に水揚げがあったカタクチイワシだけですよね。カタクチイワシはカツオ釣りの餌にもなるので、定置網で獲れた後に生簀に入れてカツオ船に直接売ることがあります。それはどのように漁獲量を計算するんですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

TAC報告にはそれも含めた漁獲量を報告する必要があります。漁協を通らないで取引されるカタクチイワシについては、県も慎重に対応しなければいけないと思っています。定置網からカツオ船等で直接渡される実態も県内にはありますので、どこまで漁業者や漁協にお願いできるのかを検討していきたいと考えています。

○濱田委員

三重県のTAC枠を多く取りたいと思ったら、なるべく多くデータあげた方が良いんですよね。沖売りとか小割に行かないカタクチイワシの漁獲はデータに入っていないと思います。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

漁獲量は資源評価に影響しますので、こうしたデータが必要になります。また、他の魚種にはなりますが漁獲報告されたものの中には、「1山」「1船」と記載している事例があります。カタクチイワシの漁獲報告をする時には、バケツ一杯が何キロなのかをまず計量する等して正確な漁獲量を報告する必要があります。

○濱田委員

わかりました。

○藤原会長職務代理者

私も昨年9月のステークホルダー会議の他、水産庁次長に陳情した中で示されていたTAC枠112千トンは、「かたくちいわし太平洋系群」全体の中で三重県が突出しています。三重県と愛知県で約50%、半分以上このふたつの県で獲っている。三重県の場合、三重外湾漁協のまき網が昭和60年後半から平成まで1月2月で相当な水揚げがあったが、水揚げには変動があって、全然獲れない時はゼロずっと経過している。その頃の水揚げは伊勢

湾のばっち網・船びき網を中心とした水揚げで、三重県のウエイトが約20%から25%を占めている。愛知県の実態としてはばっち網しかない。ばっち網の目線からみた中で、カタクチイワシは回遊魚なのでどんな大きな群れが来るかわからない。そんなときに1月2月にまき網で大量にカタクチイワシを獲ってしまうと7月から9月までのばっち網・船びき網のTAC枠がなくなるということを、私達は一番危惧している。クロマグロのように漁業種類別のTAC枠も考えるべきだと思う。このことは三重県にとって非常に大きな問題なので水産庁とかなり突っ込んで議論したわけですが、とにかくステップ1から試験的に取り組ませてくれと、もうほんとにTACありきで、ステップアップ管理をやっていくというのが見え見えだった。特に茨城県から三重県まで全部の県が大反対でかなり紛糾したステークホールダー会合だった。特に気を付けて欲しいのが、鳥羽磯部漁協の場合、ばっち網・船びき網の大半の水揚げを鈴鹿市漁協や白塚漁協で行っている。同じ魚が2回カウントされるということがないように注意願いたい。TACで数量管理となるとその点を危惧していますので、ステップ1がどのような形で進んでいくか注視していかないとわかりませんが、特に三重県はそういうことが懸念される。そのことについては水産庁へ現状を伝えて欲しいと思います。

○永富委員

今後のステップアップ管理の進み方にもよく注視してもらいたい。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

ご指摘、ご助言ありがとうございます。1月から2月にカタクチイワシの大量の来遊があり、まき網漁業で漁獲する実態があった場合、やはり7月から始まるばっち網・船びき網のTAC枠にも影響を与えてきます。今のカタクチイワシの資源状況は低加入期と分析されていますが、これが高加入期に転じる時には、その兆しを早めに捉えてTAC枠を増やしてもらえるよう国に申し入れていきたいと思います。また、カタクチイワシの資源評価をするためには、正確な漁獲量データが必要になりますので、ダブル計上していないかどうか、報告に漏れがないかどうか等を漁協と協力しながら漁獲量データを収集していくたいと思います。

○永富委員

この気候変動で、この数年ばっち網の漁がえらい少なくなったんです。カタクチイワシの資源動向の予測は難しいけれども、今のような状態では伊勢湾の資源量が低い数字になっていくと思う。もしイワシの来遊があって漁があった場合には、TAC枠を超えるというようなことがあるかもしれませんので、慎重な対応をお願いしたいと思います。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

わかりました。

○藤原会長職務代理者

カタクチイワシのTACデータのとり方って5年スパンなのか、10年スパンなのか。そこの概略ってわからないかな。よく5中3でもやるけど。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

TACの算定基準となる年数は、どれが適切なのかということも含めてステップ1、ステップ2において議論していくことになります。

○小川会長

令和7年1月からステップ1を開始されるが、その前に県が収集した漁獲量データを事前に委員会が把握することは可能でしょうか。できたものがいきなり1月から出てくるのか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

議題2でかたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量が示されていますが、各都道府県の配分量は示されていません。漁獲可能量の各県への配分の仕方はステップ2に入ってから話し合って決めることになります。資源評価は毎年行いますので、資源評価が良い結果であれば当然漁獲可能量の配分も多くなります。

○小川会長

ステップ1は漁獲可能量に変動があるということで理解したらよろしいですね。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

そうです。令和7年管理年度に漁獲情報を収集して、令和8年度に資源評価結果を踏まえたTACの配分等が行われる予定になっています。

○小川会長

他に皆さん、ご意見はありませんか。

ないようですので、議案1については、県原案どおりとして、よろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

2-1ページにありますように、令和6年11月14日付け農林水第24-1035号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和7管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

2-1ページをご覧ください。三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について諮問します。毎管理年度の初めに漁獲可能量の設定を行います。その後、漁獲可能量に変更が生じたらその都度諮問することになります。今回は令和7管理年度の最初になりますので、漁獲可能量の設定について諮問します。

2-3ページをご覧ください。今回知事管理漁獲可能量の設定のポイントについてまとめています。三重県ではこれまで、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、するめいか、くろまぐろ、まさば及びごまさば太平洋系群の6魚種について知事管理漁獲可能量を設定しました。これらの魚種に加えて令和7年1月からは「かたくちいわし太平洋系群」の知事管理漁獲可能量の設定が必要になります。今回の諮問は1月から令和7管理年度が開始される、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群の4魚種について、国から都道府県別漁獲可能量が示されたことに伴い、三重県の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。

令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の配分にあたって、国から県に対し、当初配分の通知がありました。さんま及びまあじは「現行水準」、まいわし太平洋系群は、「10,900トン」、かたくちいわし太平洋系群は、「92,000トンの内数」になります。

今回配分量が示された4魚種のうち、数量管理を行うものは、まいわし太平洋系群のみとなっています。

まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量への配分の基準については、三重県資源管理方針の別紙、1-3ページの第3において、「三重県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近3か年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する」と規定されています。分け方のポイントは直近3か年の漁獲実績ということになります。

当該資源は、来遊予測が困難であることから、全ての漁業種類において急な漁獲の積み上がりが予想されます。それに対応するため、10,900トンの内、県の留保枠として約2割の2,180トンを確保したいと考えています。

残りの8,720トンを中型まき網漁業と機船船びき網漁業へそれぞれ61.1%と38.9%の割合で配分します。その結果、中型まき網漁業と機船船びき網漁業に5,330トン、機船船

びき網漁業に 3,390 トンを配分します。なお、令和 6 管理年度の配分は中型まき網漁業が 9,010 トン、機船船びき網漁業が 4,510 トンでした。

配分の算定方法は、2-4 ページをご覧ください。マイワシの TAC 配分の算定方法を記載しています。過去 3 か年のマイワシの漁獲実績をそれぞれ中型まき網漁業、船びき網漁業、定置網漁業他として載せています。

漁獲の割合は、中型まき網で 60.26%。機船船びき網で 38.38%、定置網で 1.36% となっています。

簡単ではありますが、三重県水産資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について説明しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

○矢田委員

伊勢湾のマイワシは今年ほとんど獲れてない。平成 29 年、平成 30 年当時は 2 万トン獲っていた。まき網は 4 万～5 万トンくらい獲った。こういうマイワシの過去の実績があるが、回遊魚なのでいつ獲れない状態になるかがわからない。漁が無い状況で過去 3 年の実績を踏まえた TAC 枠となったら、魚がたくさん来遊しても獲れないという事態にならないのか心配だ。回遊魚なので過去 3 年のデータといわず 10 年位みてやっていかないと。県や水産庁はどう考えてるのか。TAC 枠が無いので伊勢湾にいる魚を獲ることができないといった、そんなばかなことがあってはならない。ましてや漁業者が減っている状態なのに。絶対反対したいけど、どうしたらいいのか県、もうちょっと考え方を教えてください。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

まいわし太平洋系群の資源評価については厳しい状況になっていますが、もしも国の資源評価結果が良ければ、各都道府県への TAC 枠の配分自体も多くなります。今は資源評価結果が悪い状態になっていますので、TAC 量も必然的に減っている状態になります。そうした中で三重県に 10,900 トン割り当てられましたが、その 10,900 トンを県内でどう割り振るかになります。この点について、三重県資源管理方針では、「3 か年に渡って過去の実績を踏まえて按分する」という考えが示されています。現在の三重県資源管理方針には、過去 3 か年で漁獲の配分をしますと規定していますが、3 年間ではなく 5 年間もしくは 10 年間が実態に合っているということでしたら、資源管理方針を変更する必要があります。また、黒潮の大蛇行の影響により、北海道道東のマイワシの南下が阻まれている状況です。当面、黒潮の大蛇行は解消しないという報告が示されている中ですが、仮にマイワシ資源が増える兆しが表れたら国から TAC 枠の追加配分があると聞いていますので、すみやかに委員会に諮問したいと考えています。矢田委員がおっしゃられるように目前に単価の高い魚がいるのに獲ることができないといった状況を作らないように対応していくと考えています。

○矢田委員

期待しています。魚がいても獲れないという状態は作らないように。今養殖用の餌が不足してカタクチイワシの単価が高い状態が続いている。伊勢湾の漁師にすれば、魚が目の前にいたら獲りたくて仕方ない。獲れない状態が続くなら漁業者が更に減っていくよ。また、マイワシの漁獲とカタクチイワシの漁獲はだいたい反比例する。10年15年くらいのサイクルで回っている。その点を把握してもらって、交渉で数量を確保してください。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

承知しました。

○千田委員

2-3ページで、国から県に対して配分の通知があり、その中でまいわし太平洋系群が10,900トンとなっているんですけど、この配分の計算の仕方はわかるんですか。トータルで太平洋系群全体の漁獲可能量の計算をして、なんらかの割り振りで三重県の枠が決まっている。その基準はわかっているんですか。過去の3年間とか5年間とかそういう漁獲量の割合から計算しているのか、それとも別の何か生物的な資源に係る計算によってやっているのか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

基本的には漁獲量の実績に基づいて配分しています。令和7管理年度のまいわし太平洋系群の場合、国全体で663,000トンのTAC枠が設定されました。その中で大臣管理分として、大中型まき網等へ大中型管理区分として割り当てがなされていきます。その後、知事管理区分として、例えば、北海道は21,100トン、岩手県は12,000トン、宮城県は32,600トン、三重県は10,900トン、宮崎県は93,000トンという形で割り振られます。数量を明示された県等はこのトン数を遵守することが必要になります。更に国では132,600トンを留保枠として持っています。例えば三重県に突発的な来遊があった時には国の留保枠132,600トンからの追加配分を求ることになります。

○千田委員

要は国から配分が来てから、更に県内でどれくらい割り当てていくかっていうところも漁獲実績でやっているけれども、三重県に来る配分についても基本的には漁獲実績を基に計算されているってことですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

そうです。

○千田委員

過去3年間の実績っていうところで配分を決めたんであれば、実績が低かったんで割合が低いっていう可能性ってあるんですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

あります。マイワシの漁獲実績は黒潮の大蛇行の関係で全く水揚げがない状況が続いていますので、三重県への配分は厳しくなります。ただしマイワシの突発的な来遊があった時には、TACの追加配分を申請しますので、漁業者が獲れるのに獲れない状況を作らないように事前に対応していきたいと考えています。

○濱田委員

突発的に来遊してきた時には国からまた配分があるということで良いんですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

国にTACの追加配分を申請することになります。

○濱田委員

定置網で突発的に大量に入ってきてTAC枠の上限に達した時はどうしたら良いのですか。国からの配分がくる前に、もうそれ獲れないということですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

TACの目安数量として10,900トン示されている中で、突発的な来遊があって仮に超えた場合ですが、事後になるのかもしれません、国に対してTACの追加申請をします。

○濱田委員

申請するまでの間に、どうしたら良いの。

○小川会長

事後処理で良いのでは。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

そのような形がとれるように、あらかじめ国にも主張はしていきたいと思います。突発的な来遊の兆候が少しでも表れてきているのであれば、早めに教えてください。事前に国に働きかけて、すぐさま追加のTAC配分が行われるように対応していきます。

○濱田委員

漁業者が困らないようにやってくれたら、それで大丈夫です。

○藤原会長職務代理者

先程と関連するのですが、私の知る限りマイワシで三重外湾漁協のまき網がTACの制限量近くなって、伊勢湾のばっち網・船びき網のTAC枠を融通したことが一度あった。

マイワシは漁業種類別に管理しているのに、同じような回遊魚でありながら、カタクチイワシはなぜ県内一本なのか。なぜ漁業種類別にしないのか、その点が非常に不透明。ばっち網・船びき網の漁業者はそこに一番危機感を持っている。例えばクロマグロTACの

時もそうだったけど、県内の漁業者が他県へ売った場合は三重県の実績になるのか他県の実績になるのか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

三重県の実績になります。

○藤原会長職務代理者

昨年、北海道道東に大量のマイワシが来遊し、延べ 100 億円位の水揚げがあった。大臣許可の場合、日本海側の船も道東に行ってマイワシを獲っていた。許可の内容なので仕方がないが、大臣許可を持っている日本の漁業者が北海道道東のマイワシを獲っていく。大臣許可と知事許可とでは操業区域等も違ってくるので、そういう捉え方も我々漁業者からみると、大規模は良くて沿岸漁業の小さい漁業は、規制がどんどん厳しくなって大型が優先的だと TAC にしても感じる。マイワシは漁業種類別にしているのに、なぜカタクチイワシが出来ないのか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

今回は試行的に行っているので、特に漁業種類別に分けていません。しかし、かたくちいわし太平洋系群を漁業種類別に分けて管理することは可能です。中型まき網漁業で何トン、機船船びき網漁業で何トンという分け方です。仮に中型まき網漁業の TAC 枠が余って機船船びき漁業の TAC 枠が足りなければ、委員会への諮問は必要になりますが、中型まき網漁業のもっている TAC 枠を機船船びき漁業へ分けることも可能です。

○小川会長

先程の説明の中で、直近 3 か年の漁獲実績という話が出ましたが、委員会の中でこの 3 か年を変えるという話が出たように思います。3 か年という期間は変えることが可能なんですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

可能です。議案 1 の 1-9 ページをご覧ください。三重県資源管理方針別紙 1-3 には、「まいわし太平洋系群」という項目があります。ここに中型まき網漁業、機船船びき網漁業にどう漁獲枠を割り当てるのか書かれています。そして第 3 の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、「漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近 3 か年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する」という規定があります。この直近 3 か年を例えば直近 10 か年等に変更することになります。

○小川会長

それは三重県だけで決めるることは可能なんですね。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

委員会に諮問し、その後に水産庁の承認を受けることになりますが、可能です。

○小川会長

令和2年には随分と漁獲量があります。仮に4か年としたらこのTAC枠は増えるということですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

そうです。配分比率が増えますのでTAC枠も変わります。

○木村妙子委員

諮問資料の中に「まいわしは来遊予測が出来ない」と書かれているので、漁獲実績を見る3か年にもしても10か年にもしても予測ができないのであればこの数字にどういう意味があるのかと思います。ただ割っただけでは意味がないんじゃないかな。でも漁業者が生活に困るようなことがないように考えていく必要があると思います。

今もマイワシが不漁なんですよね。黒潮の大蛇行が原因でまだ数年この状況が続くと言われていますが、いつ頃解消されるのかってある程度予測ついてるんですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

予測はついていません。

○木村妙子委員

いつ黒潮の大蛇行が終わるのかが分からぬ状況なので、マイワシの来遊がない場合にどのような対策をしたら良いのかということも平行して考えていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、どういうふうに考えているのでしょうか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

漁業許可には操業区域が定められています。例えば機船船びき網漁業は伊勢湾内でしか操業できません。このため伊勢湾に来遊してくる資源を有効活用していく以外特に対策は無いと思います。近年、カタボシイワシが伊勢湾内にまとまって来遊するようになり、養殖の餌として水揚げされるようになりました。当面の対応としては、伊勢湾に入ってきた資源を有効活用していくことだと考えています。

○木村妙子委員

その別魚種についてはまだTACは関係ないっていうことなんですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

そうです。TACを設定するに当たっては資源評価が十分で行われていなければなりません。カタボシイワシは十分な漁獲量データがありませんし、資源評価も行っていないのでTACの設定は出来ません。

○木村妙子委員

持続的に漁業ができるような方策が必要だと思います。カタボシイワシがマイワシの代替になるのなら、調査の必要があるように思います。

○矢田委員

カタクチイワシにしろ、マイワシにしろ伊勢湾内で資源管理っていうのがきっとできている。ばっち網でも船びき網でも、きっと管理できている。わざわざ水産庁から指示されてTACの中で管理しなくても良い。7月から10月まで、まだ50日くらいしか出漁しておらず、操業時間の制限もしている。きっと自主的な資源管理を行っている。年に50日しか出ないので、イワシがたくさん来遊してきても、たくさん獲ろうという考えの漁師さんは伊勢湾にはいない。値段を調整して獲っている。

伊勢湾の漁師は外海のばっち網・船びき網の漁業許可が無いので獲りに行けない。そこをもっと考えてもらいたい。魚がいる時に獲りたいだけ獲ることはない。獲らないようにしている。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

これまでのステークホルダー会合の中でも資源管理して獲っている漁獲量が資源量ではないということを、水産庁に主張しています。そして「かたくちいわし太平洋系群」のTACの別枠として「かたくちいわし伊勢湾、三河湾系群」を別でTAC枠は設けて欲しいと主張しています。ステップ1、ステップ2での議論を踏まえて実態に合うような、TACの配分をもらえるように、粘り強く主張していきたいと考えています。

○小川会長

漁業者の気持ちをもう少し聞いていただけるとありがたい。

他にはございませんか。議案2については、県原案どおりとして、よろしいか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案3「とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料3をご覧ください。

この指示は、産卵期のとらふぐ親魚の産卵場とその周辺での採捕を制限するもので、令和2年1月14日に最初の委員会指示が発動され、以後毎年更新しているもので、継続して

発動するかどうかをお諮りするものです。

3-1ページが新しい指示案、3-2ページが現行、今回の変更箇所は、告示年月日、指示の有効期間です。変更箇所には、アンダーラインを引いてあります。告示年月日が公報登載予定日で令和7年1月17日金曜日の予定です。

指示の有効期間は1年間で、令和7年2月1日から令和8年1月31日までとしています。内容等の変更はありません。

3-3ページは、採捕制限された区域図です。

とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示を継続して発動するかどうか、ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

ないようですので、議案3については、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案3については、事務局原案どおり発動することとします。

それでは、次に進みます。

その他事項1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

次回の委員会は令和7年1月21日（火）の10時からの開催をご提案します。

場所は、三重県労働者福祉会館2階の第2会議室で開催予定です。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは次回の委員会は、令和7年1月21日（火）の10時、三重県労働者福祉会館2階第2会議室での開催とします。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。

上記の議事内容に相違ないことを証明します。

議長

議事録署名者

議事録署名者